

平成 17 年度第 1 回矢作ダム堰堤改良技術検討委員会 議事概要

期日：平成 17 年 12 月 27 日（火）

14 時 00 分～16 時 05 分

場所：ホテルキャッスルプラザ

4 階 山吹の間

1. 設立趣意書の確認、委員会規約の確認、運営要領（案）について
 - ・運営要領には、「長期的」「緊急的」という言葉が使われているが、委員会規約（案）第 2 条の目的には「緊急的」しか入っていない。「長期的」という言葉も入れた方がよい。
 - ・委員会規約（案）については、第 2 条の目的に「長期的」という言葉を追加することで、概ね了承された。

2. 矢作ダム堰堤改良技術検討委員会検討概要とスケジュール（説明資料 I p1～p2）
 - ・本年度の委員会では、「事前放流」「堆砂対策」の 2 テーマについて議論を進める。
 - ・堆砂問題を考える上で、上流域での土砂生産が非常に重要であるが、どの程度検討するのか。また、堆砂の問題と下流の河川とか海岸の問題は、最近はセットで考えないといけない。下流の環境とか海岸を含めた土砂の動態の問題は、ここでは少し切り離して検討するのか、その判断が必要である。

3. 堆砂対策について
 - ・緊急対策と長期対策における戦略を明確にしておく必要がある。（説明資料 I p3～p6）
 - ・緊急対策と長期対策は分けて考えるべきである。その上で、緊急対策の中で長期対策にも使えるものがあれば活用することを考えれば良い。（説明資料 I p3～p6）
 - ・緊急対策と恒久対策で議論しているが、恒久対策をまず考えるべきである。（説明資料 I p3～p6）
 - ・将来的な流入土砂量の妥当性について評価しておく必要がある。（説明資料 I p4～p6）
 - ・土砂流入現象は変動が大きい現象なので、緊急対策で対象とするべき流入土砂量（対象洪水波形）を明確にしておく必要がある。（説明資料 I p4～p6）

- ・現在の貯砂ダムについて運用計画、位置決定の根拠等を整理しておく必要がある。

(説明資料 I p6)

4. 事前放流設備基本計画検討について

(説明資料 I p8～p14)

- ・事前放流は利水を確保して実施しなければならないので、大変難しいと言うことを頭に入れて議論を進めてほしい。
- ・事前放流を行う際の判断ルール、判断基準のところが極めて大事である。また既存の施設で事前放流ができるかどうかの判断をどのようにするのが重要である。
- ・予備放流と事前放流の違い、操作ルールの位置づけを明確にしておく必要がある。
- ・必要な事前放流能力の根拠を明確にしておく必要がある。
- ・実際に運用しているときに、水位が大体下がっているのに、その時にどのように運用すれば一番効果的に洪水調節できるのかということもやってみる必要がある。
- ・他の事例を見ると、排砂トンネルはいつメンテナンスが入るか分からないため計画論上の洪水吐きとしては位置付けていない。しかし、事前放流は計画上位置付けているものではないので、事前放流に排砂トンネルを使用することは問題ないと考えられる。

—以上—